主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人堀田勝二の上告趣意第一点について。

所論は、控訴趣意として主張されず、原判決が判断を示していない事項に関する 判例違反の主張であるから、適法な上告理由にあたらない。のみならず、刑法五九 条の適用があやまりであつても、各前科のうち本件犯行との間に同五六条一項の要 件をそなえるものが存在するかぎり、処断刑には何等差異を生じないわけであつて、 本件の場合、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない(昭和二八年(あ) 五六八〇号同二九年四月二日第二小法廷判決、集八・四・三九九参照)。

同第二点は量刑不当の主張で、適法な上告理由にあたらない。

また記録を調べても、刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎